

大東建託グループ ESG 追加レポート 2021

—ガバナンス(G)篇—

0. はじめに(ESG 追加レポートとは)

大東建託株式会社(以下、当社)では、大東建託グループ(以下、当社グループ)の財務・非財務情報、および価値創造活動に関心をお持ちの方々に向け「統合報告書」を、当社グループの事業概要・業績、業界ポジション・市場環境などに関する指標や統計データに関心をお持ちの方々に向け「FACTBOOK」を、当社の環境活動に関心をお持ちの方々に向け「環境報告書」を毎年発行しています。

この度、株主・投資家様をはじめとするステークホルダーのみなさまからのご要望を受け、特に当社グループの非財務活動に関する認識・方針、マネジメント体制やKPI(重要業績評価指標)/KGI(重要目標達成指標)を含む定量データに関心をお持ちの方々に向けて「ESG 追加レポート」を発行いたしました。定期レポートと併せてご一読いただき、当社グループの事業活動に関するご理解を深めていただけますと幸いです。

尚、当レポートの各項目に関連する情報開示媒体(統合報告書、FACTBOOK、環境報告書、当社コーポレートサイトなど)がある場合には、媒体名と該当ページを都度掲載しておりますので、併せてご一読ください。

大東建託(株)コーポレートサイト

<https://www.kentaku.co.jp/>

大東建託(株)コーポレートサイト IR 情報

<https://www.kentaku.co.jp/corporate/ir/>

大東建託(株)コーポレートサイト サステナビリティ

<https://www.kentaku.co.jp/corporate/csr/>

統合報告書

<https://www.kentaku.co.jp/corporate/ir/report.html>

FACTBOOK

<https://www.kentaku.co.jp/corporate/ir/factbook.html>

環境報告書

<https://www.kentaku.co.jp/corporate/csr/environment/>

報告対象期間

2020年4月1日～2021年3月31日

特に記載のない限り「期間」で捉えられる数値は2021年3月期、その他は2021年3月末時点の数値を報告しています。

報告対象範囲

大東建託株式会社、および大東建託グループの非財務活動。活動分野ごとに主要な対象会社が異なる場合は、都度、対象範囲を記載しています。

4. ガバナンス（G）に関する取り組み

1) コーポレートガバナンス

行動規範 2.①

私たちの約束 株主様へ③

(1) コーポレートガバナンスの基本方針

当社グループでは、株主様をはじめとするすべてのステークホルダー（利害関係者）にとって企業価値を最大化すること、経営の透明性・効率性を向上させることをコーポレートガバナンスの基本方針としています。

このため、経営の意思決定・監督体制と業務の執行体制の分離を推進し、迅速かつ効率的な経営・執行体制の確立を図り、社外取締役の参加による透明性の高い経営の実現に取り組んでいます。

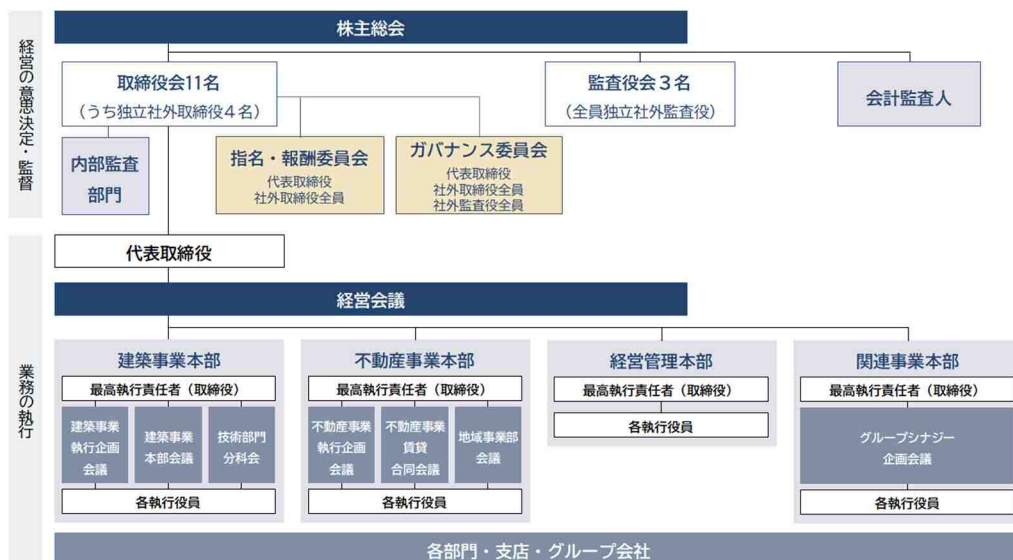
(2) コーポレートガバナンス・コード

当社コーポレートサイト:IR情報>ガバナンス>コーポレートガバナンス・コードに関する当社の取り組み

<https://www.kentaku.co.jp/corporate/ir/governance/img/cgc.pdf?20211227>

(3) 経営体制

機動的な意思決定を実現するため、経営の意思決定・監督機関としての取締役会と、その意思決定に基づく業務執行機能の分離を目的として執行役員制度を導入しています。また、当社の事業領域を「建築事業本部」「不動産事業本部」「経営管理本部」「関連事業本部」に区分し、事業領域ごとに最高執行権限を持つ最高執行責任者を取締役の中から配置するとともに、業務執行の決裁権限を、必要に応じて経営会議に委嘱することで、取締役会が経営に関する重要事項の決定を行っています。



① 取締役会

当社および当社グループの各事業分野に精通する取締役と、弁護士や企業経営経験者など専門分野に精通した社外取締役で構成され、法令および定款に定められた事項、当社およびグループ会社の重要事項等を決定するとともに、各取締役から業務執行状況の報告を受けています。

② 監査役会

公認会計士、弁護士などの専門分野に精通した社外監査役で構成され、監査方針に従い、取締役の職務遂行状況について監視を行うとともに、監査に関する重要事項の報告・協議および決定を行っています。また、監査役の中から常勤監査役を選定し、取締役会のほか、経営会議などの業務執行における重要な会議に出席し、職務の執行状況の把握を行っています。

③ 経営会議

代表取締役が議長となり、各事業本部の最高執行責任者、取締役会が指名した執行役員および常勤監査役で構成され、取締役会で決定された方針の具体化や複数の事業分野にまたがる課題の対策を協議しています。経営会議の結果は、各取締役・各監査役に報告され、現場の具体的な課題・問題を迅速に察知・対処できる仕組みとしています。

④ 指名・報酬委員会

代表取締役及び社外取締役全員で構成される「指名・報酬委員会」(委員長:社外取締役)が中心となり、業務執行取締役が業務執行及び経営の監督機能に関して相互評価を行っています。業務執行取締役同士が相互評価することに加え、指名・報酬委員会が相互評価結果の集計や業務執行取締役との個別ヒアリングを行うことにより、取締役評価の公正性・透明性を確保しています。

取締役の相互評価結果は、次期経営体制の策定、取締役候補者の選任及び取締役(社外取締役を除く)の基本報酬、賞与や株式報酬に反映させています。

⑤ ガバナンス委員会

ガバナンス委員会とは、業務執行取締役の評価および次期執行体制案や取締役候補者案の審議等を行う“任意の委員会”です。代表取締役、社外取締役全員及び社外監査役全員で構成される「ガバナンス委員会」を設けており、取締役会の実効性評価やコーポレートガバナンスに関する審議をガバナンス委員会で重点的に行うことで、監督機能の強化を図っています。

当社コーポレートサイト:IR情報>ガバナンス>ガバナンス委員会

<https://www.kentaku.co.jp/corporate/ir/governance/committee.html>

⑥ ガバナンス体制の変遷

	1974年 創業	1989年 名古屋証券取引所第二部に上場	2011年 創業者所有株式をTOBで取得・消却
監督と執行の分離			2000年 執行役員制度導入
取締役の任期		1989年 取締役60歳定年制度導入	
取締役の報酬			2011年 株式報酬型ストックオプション導入 2019年 株式報酬の導入
社外取締役		2005年 1名選任	2011年 2名選任 2013年 3名選任 (2015年より、うち1名女性を選任) 2021年 4名選任 (うち1名女性を選任)
社外監査役	1986年 1名選任	1989年 3名選任	1999年 4名選任(全員社外) 2020年 3名選任(全員社外)
任意の委員会			2012年 評価委員会(現:ガバナンス委員会)設置

当社コーポレートサイト:IR情報>ガバナンス>コーポレートガバナンスの取組み
<https://www.kentaku.co.jp/corporate/ir/governance/top.html>

(4) 取締役会

① 取締役会の責務

当社は、経営の意思決定・監督体制と業務の執行体制を分離し、効率的な経営・執行体制の確立を図るとともに、社外取締役を選任し、透明性の高い経営の実現に取り組んでいます。

社外取締役を選任することで、取締役に対する実効性の高い監督体制を構築するとともに、監査役は全員社外監査役を選任し、取締役の職務執行に対する独立性の高い監査体制を構築しています。特に、コーポレートガバナンスに関する重要な決定については、代表取締役、社外取締役全員及び監査役全員で構成される「ガバナンス委員会」(委員長:社外取締役)での審議を経ることにより、取締役会の客観性・透明性の確保を図っています。

加えて、取締役の評価について、社外取締役が指名・報酬委員として中心的な役割を担うことで、取締役がその役割や責務が適切に果たされる環境を整備しています。

② 審議活性化

取締役会は、月1回の頻度で開催しており、事業年度の開始前に年間開催スケジュールを取締役及び監査役へ通知することで、取締役会に出席しやすい状況を確保しています。

取締役会に上程される事項は、原則として経営会議(業務執行の最高意思決定機関)で事前に審議されることから、業務執行取締役及び常勤監査役は、内容を熟知した上で、取締役会に出席しています。また、全ての社外取締役および監査役は、社内イントラネット上に保管している経営会議の資料を随時閲覧でき、疑義が生じた議題については、事務局へ質問と回答を求めるとともに、必要に応じて経営会議に出席するなどして、必要な事前準備の機会を提供しています。

また、取締役会の議題のうち、議長が特に重要であると判断したものについては、社外役員向けに事前説明会を開催し、あるいは取締役会の3営業日以上前に資料を配布するなど、出席者が議題の内容を十分に理解したうえで審議できるよう、事前準備の機会を確保しています。

また、取締役会事務局において予め議題および審議時間の振り分けを行うことで、形式的な審議を排除し、実質的な審議に十分な時間をかけることができる体制を整えています。

③ 実効性評価

当社では、代表取締役、社外取締役全員及び監査役全員で構成されるガバナンス委員会が中心となり、毎年第3四半期に業務執行取締役同士の相互評価やガバナンス委員会委員によるヒアリングを行うとともに、ガバナンス委員会による相互評価等の結果確認を通じ、取締役会の実効性の分析や評価を行っています。



2021年3月期における当社取締役会全体の実効性の分析・評価結果につきましては、ガバナンス委員会での事前協議を踏まえ、取締役会にて分析・評価結果及び指摘された課題について共有をしております。
 なお、2021年3月期における当社取締役会全体の実効性の分析・評価結果の概要につきましては、以下のとおりとなります。

【2021年3月期:取締役会全体の実効性の分析・評価結果の概要】

当社取締役会では、2021年3月期の取締役会全体の実効性の分析・評価について、取締役会の経営機能・監督機能、社外取締役の活動と貢献、取締役・執行役員の選任プロセスの客観性とシステム化、組織トップのリーダーシップなどの観点から確認した結果、概ね良好に構築・運用されており、現時点で大幅な改善に着手すべき事項はないものと評価しております。

当社では、ステークホルダーの皆様に一層ご満足いただけるよう、並びに将来起こり得る事業環境の変化にも対応できるよう、取締役会全体の実効性の更なる向上に努めてまいります。

(5) 取締役の評価・報酬

① 評価

当社では、取締役の評価及び取締役候補者の選任は、下記の通り、代表取締役及び社外取締役全員で構成される「指名・報酬委員会」(委員長:社外取締役)が中心とな

り、毎年第3四半期に行う業務執行取締役同士の相互評価に基づき、公正かつ透明性の高い手続きを行っています。

①取締役の相互評価

代表取締役以下、業務執行取締役が、各担当事業領域の「当期業務結果、期末見通し、次年度以降のビジョン」のプレゼンテーションを行い、次の評価項目に基づき相互評価を実施し、評価資料は指名・報酬委員会委員長が回収・確認を行う。また、社外取締役による各取締役へのヒアリングを行う。

<評価項目>

- ・ 業務執行に係る評価項目
責任領域の定量評価、責任領域の定性評価、期中の適正な追加対策、他の役員からの助言組み入れ、組織鼓舞・適正な誘導、後進育成
- ・ 経営の監督・機能強化に係る評価項目
監督機能発揮、次なる経営前進に向けたビジョンの提示と論理性、取締役会・業務執行会議でのリーダーシップ、コンプライアンス・遵法への実践、経営全領域へのアイデアの提供・提言の実施、社外・ステークホルダーへの影響発信

②代表取締役による評価結果の検証

指名・報酬委員会委員長は、評価結果を代表取締役に提出し、代表取締役は、その結果を踏まえて、各取締役の当該事業年度の評価、次事業年度の実績として在任の妥当性、取締役の任期満了の際は重任の可否、取締役の定年による退任の際は次期候補者等の検討を行う。

③指名・報酬委員会への検討結果の報告

代表取締役は、検討結果に基づく次期取締役体制案を指名・報酬委員会委員会で説明し、指名・報酬委員会は同案について審議・答申を行う。

④次期取締役体制の取締役会への上程・決議

代表取締役は、指名・報酬委員会より答申を得た次期取締役体制案を取締役会へ上程し、決議を得る。併せて、評価やヒアリングの集計結果の開示を行うとともに、後日、各取締役へ個人別の相互評価の通知を行う。

② 報酬制度

取締役の報酬決定にあたっては、株主との利害の共有及び持続的な企業価値の向上を目的とし、健全なインセンティブが働く「業績連動重視型」を基本方針としています。この基本方針にもとづき、取締役の報酬は固定報酬である基本報酬、及び業績連動報酬である賞与・株式報酬で構成しており、中長期的には、業績目標の達成率が100%である場合に基本報酬:賞与:株式報酬の割合が1:2~3:2~3となるよう報酬構成を設計しています。

【基本報酬】

企業業績、関連する業界他社の報酬、従業員の昇給率、勤続年数に加え、各取締役の経営能力、功績、貢献度などを考慮して決定しています。

【賞与】

当事業年度の連結当期純利益(親会社株主に帰属する当期純利益)に取締役会で定めた一定の比率を乗じたうえで、当社グループのコア事業である建設事業及び不動産事業に係る業績指標の実績に応じて、規定のテーブルをもとに取締役の賞与総額を算出し、各取締役の当期の功績、貢献度等を勘案して各取締役の賞与支給額を決定しています。

【株式報酬】

業績連動部分と非業績連動部分から構成されており、業績連動部分は役位を基準として定められたポイントを毎年付与したうえで、対象期間終了後に当社の業績目標等に応じて0%~150%を乗じます。非業績連動部分は、役位を基準としたポイントを毎年付与します。

いずれの報酬も、指名・報酬委員会が中心となり実施する取締役相互評価の結果を反映して原案を策定し、取締役会から代表取締役社長へ決定を一任しています。なお、取締役及び監査役の報酬等の決定に関する方針につきましては、株主総会招集通知、コーポレートガバナンスに関する報告書及び有価証券報告書にて開示しています。

【取締役の報酬制度】

取締役の報酬制度		
	2011年～(金額は総額)	2019年～(金額は総額)
業績連動 ↑ 固定 ↓	株式報酬型ストックオプション(社外取締役は対象外) 年額5億3,000万円以内	株式報酬 (社外取締役は対象外) 上限19億円/3年
	賞与(社外取締役は対象外) 上限10億円	賞与(社外取締役は対象外) 上限10億円
	基本報酬 年額10億円以内(うち社外取締役5,000万円以内)	基本報酬 年額10億円以内(うち社外取締役5,000万円以内)
	2019年6月 株式報酬制度の導入	

【2021年3月期 役員報酬支給総額】

氏名	連結報酬等の総額 (百万円)	役員区分	会社区分	連結報酬等の構成別の額(百万円)				
				基本報酬	ストックオプション	株式報酬	賞与	左記のうち、 非金銭報酬等
小林 克満	180	取締役	提出会社	89	8	24	57	33
			連結子会社	—	—	—	—	—
川合 秀司	123	取締役	提出会社	59	8	17	38	26
			連結子会社	—	—	—	—	—
竹内 啓	116	取締役	提出会社	55	7	17	35	25
			連結子会社	—	—	—	—	—

- (注) 1. 連結報酬等の総額が1億円以上の役員のみ記載しています。
 2. 小林克満に対する非金銭報酬等の内訳は、ストックオプション8百万円、株式報酬24百万円です。
 3. 川合秀司に対する非金銭報酬等の内訳は、ストックオプション8百万円、株式報酬17百万円です。
 4. 竹内啓に対する非金銭報酬等の内訳は、ストックオプション7百万円、株式報酬17百万円です。

当社コーポレートサイト:IR情報>ガバナンス>取締役の報酬制度

<https://www.kentaku.co.jp/corporate/ir/governance/remuneration.html>

(6) 経営循環の仕組み

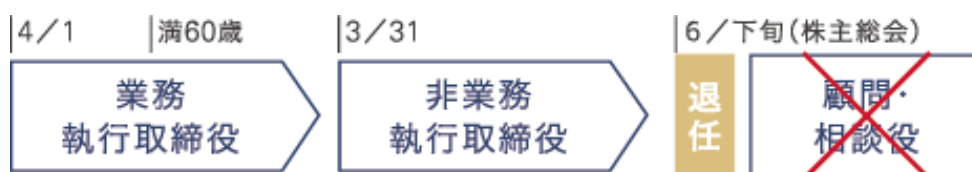
当社では、業務執行取締役の定年を満 60 歳とする取締役定年制を設け、定年により取締役を退任あるいは辞任した後は、顧問や相談役等の当社グループにおけるいかなる役職にも就かないことを制度化しています。上級管理職については、2親等以内の親族の当社グループへの入社を認めず、世襲制を排除することとしています。

また、次期代表取締役や新任取締役候補者の指名にあたっては、代表取締役及び社外取締役全員で構成される「指名・報酬委員会」(委員長:社外取締役)が中心となり、取締役の相互評価や各取締役とのヒアリング結果等を踏まえた指名を行うことで、透明性・公平性の高い後継者の指名体制を整えています。

これらの制度を適正に運用し、運用状況を取締役会が適宜監督することにより、経営の循環を促し、次期経営層の育成に努めております。

① 取締役 60 歳定年制

- ・ 業務執行取締役は、満 60 歳に達した年度末(3 月 31 日)をもって業務執行を離れ、4 月 1 日より非業務執行取締役(非常勤)となる
- ・ 6 月の株主総会をもって取締役を退任する
- ・ 取締役退任後は、顧問・相談役などいかなる役職にも就かない



※代表取締役は最少任期を4年(2期)とする。

② 世襲制の排除

上級管理職(次長職以上)の 2 親等以内の親族の当社グループへの入社を認めず、世襲制を排除



当社コーポレートサイト:IR情報>ガバナンス>経営循環の仕組み

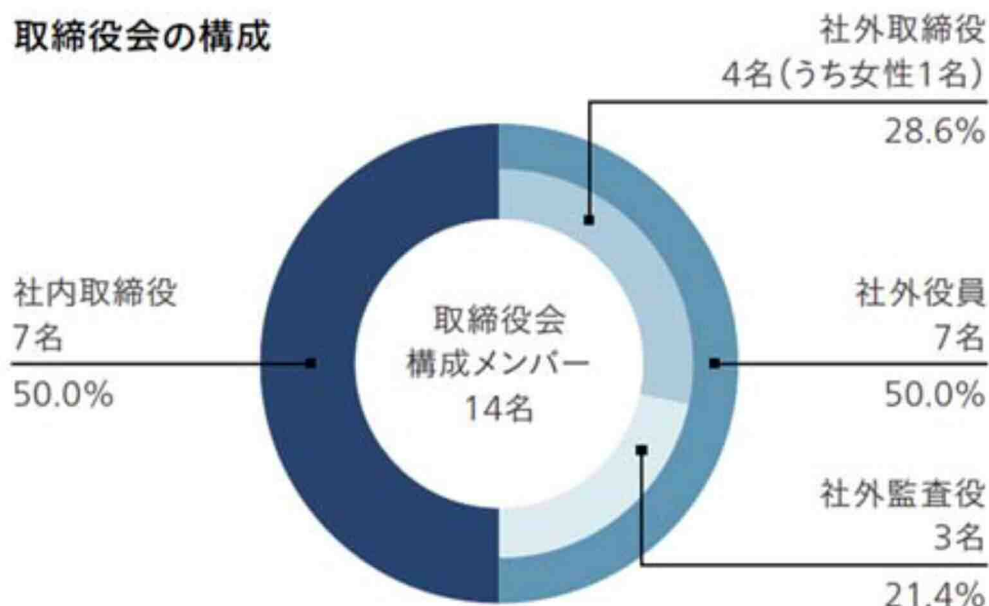
<https://www.kentaku.co.jp/corporate/ir/governance/circulation.html>

(7) 社外役員

当社では、独自の「社外役員の選任ガイドライン」及び「社外役員の独立性基準」を定め、十分な資質と独立性を備えた社外役員を選任しています。

持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与するべく、取締役にも占める割合が3分の1を超える独立社外取締役を選任しています。

取締役会の構成



① 選任ガイドライン

当社の社外役員および社外役員候補者は、以下の基準を満たす者としています。

- ・ 経営・企業法務・ガバナンス等、取締役会の審議・決定内容を直接的に監督できること
- ・ 成長戦略の策定、経営戦略の決定、中期経営計画達成等に関して自己の知見・見識を反映させることができること
- ・ その他の会社経営上の案件に対して、自己の知見、専門性、経験を踏まえた助言・指導が行えること

② 独立性基準

当社の社外役員および社外役員候補者は、当社が定める以下の独立性基準を満たす者とする。

なお、対象期間は、以下①については現在および期限の定めのない過去とし、②～⑤については現在および過去10年間とする。

① 当社グループ関係者

当社、当社の子会社(注1)および関連会社(注2)(以下「当社グループ」)の取締役(社外取締役は除く)、監査役(社外監査役は除く)、会計参与、執行役、執行役員又は使用人(以下「取締役等」)でないこと。

② 議決権保有関係者

- ・ 当社の10%以上の議決権を保有する株主又はその取締役等でないこと
- ・ 当社グループが10%以上の議決権を保有する会社の取締役等でないこと

- ③ 取引先関係者
- ・ 当社グループとの間で、双方いずれかの連結売上高の 2%以上に相当する金額の取引がある取引先の取締役等でないこと
 - ・ 当社グループの主要な借入先(当社連結総資産の 2%以上に相当する金額の借入先)である金融機関の取締役等でないこと
 - ・ 当社グループの主幹事証券会社の取締役等でないこと
- ④ 専門的サービス提供者(弁護士、公認会計士、コンサルタント等)
- ・ 当社グループの会計監査人である公認会計士又は監査法人の社員、パートナー若しくは従業員でないこと
 - ・ 公認会計士・税理士・弁護士・その他コンサルタントとして、当社グループから取締役・監査役報酬以外に、年間 1,000 万円以上の報酬を受領している者でないこと
- ⑤ その他
- ・ 上記①～④に掲げる者(重要でない者を除く)の 2 親等以内の親族でないこと
 - ・ 当社グループとの間で、役員が相互就任している会社の取締役等でないこと
 - ・ 当社グループとの間で、株式を相互保有している会社の取締役等でないこと

注1:「子会社」とは、財務諸表等規則第 8 条第 3 項に規定する子会社を指します

注2:「関連会社」とは、財務諸表等規則第 8 条第 5 項に規定する関連会社を指します

③ 情報交換・認識共有

社外役員は、取締役会における審議・報告事項について、自身が持つ専門的な知識と豊富な経験や外部からの視点に基づき、忌憚のない意見を述べるなどして、取締役会の議論の活性化に貢献しています。

また、社外役員は、取締役会以外でも適宜意見交換を行い、必要に応じて、代表取締役に説明や改善を求めたり、助言を行うなどして、会社の持続的成長と企業価値の向上に取り組んでいます。

加えて、指名・報酬委員会やガバナンス委員会の委員として、取締役会から独立した立場で情報交換・認識共有を行うことで、監督機能の向上を図っています。

④ 情報入手と支援体制

取締役及び監査役は、その職務の遂行に必要な情報について、関連する部門や担当取締役へ情報や資料を求め、情報提供を求められた部門や担当取締役は、要請に基づく情報や資料を適宜提供しています。また、経営企画室が取締役会事務局として、取締役・監査役の情報入手などの支援を行うこととしています。

また、取締役会の議題についての事前説明や事務連絡等を行う社外役員向けの連絡会を毎月開催しており、社外取締役・社外監査役が社内の情報をより容易に入手できる体制を整えています。各取締役・監査役が求める情報の円滑な提供が確保されているかどうかについては、取締役会実効性評価の評価項目とし、定期的に確認を行っています。

加えて、監査役会からの指名に基づき、常勤監査役の職務を補助する者として監査役補助者を選任しています。監査役補助者は、専従ではありませんが、常勤監査役による指示業務を優先して対応することとしています。

④ 取締役・監査役の兼任状況

当社は、取締役・監査役の責務が十分に果たされるよう、社外取締役・社外監査役に対して定期的に兼任状況の確認を行っています。社外取締役及び社外監査役の他社での兼任状況は、株主総会招集通知、有価証券報告書及びコーポレートガバナンスに関する報告書等を通じ、毎年開示を行っています。

社外取締役3名のうち2名は、当社グループ以外の他の上場会社の社外取締役を兼任していますが、当社の経営の監督を行う上で、支障はないものと判断しています。また、業務執行取締役6名のうち1名は、当社と業務資本提携を行った上場会社の社外取締役を兼任していますが、当社の業務執行を行う上で支障はないものと判断しています。その他の業務執行取締役5名は、当社グループ以外の他の上場会社の役員は兼任しておらず、取締役の業務に専念できる体制となっています。

社外監査役3名全員は、当社グループ以外の他の上場会社の社外役員を兼任していません。また、常勤監査役は他社の役員は兼任しておらず、監査役の業務に常時専念できる体制となっています。

当社コーポレートサイト:IR情報>ガバナンス>社外役員の選任

<https://www.kentaku.co.jp/corporate/ir/governance/outsideofficers.html>

(8) 当事者間取引

当社では、取締役及び取締役が実質的に支配する法人との競業取引及び利益相反取引は、取締役会での審議・決議を要することとしています。

また、取引条件及び取引条件の決定方針等については、株主総会招集通知や有価証券報告書等で開示しています。

当社役員、取締役が実質的に支配する法人及び主要株主が当社顧客として取引を行う場合、会社に不利益とならない体制を整えています。

(9) 役員の状況

① 役員の多様性

当社は、取締役および監査役の有する知識・経験等を一覧化して把握するため、下記のとおりスキル・マトリックスを作成しています。

業務執行取締役の選任にあたっては、当社の各事業領域について十分な知識・経験を有する取締役をバランスよく選任することで、事業競争力の強化を図っています。また、他社での経営経験等、幅広い知識や経験等を有する当社独立性基準を満たした社外取締役および社外監査役を選任することで、取締役会全体の監督強化を図っています。

なお、取締役の選任は、取締役会が作成した取締役候補者案について、独立した諮問機関である指名・報酬委員会への諮問・答申を経て行っています。

	氏名	専門性・職歴	企業経営	事業戦略・マーケティング	技術・研究開発・品質管理	財務・会計・ファイナンス	サステナビリティ	ガバナンス・コンプライアンス・リスクマネジメント	国際性・海外事業
社内取締役	小林 克満	-	●	●	●		●	●	
	川合 秀司	-	●			●	●	●	●
	竹内 啓	-	●	●	●				
	佐藤 功次	-	●	●			●		
	内田 寛逸	-	●		●		●		●
	館 正文	-	●		●		●		
	守 義浩	-	●	●					
社外取締役	山口 利昭	弁護士					●	●	
	佐々木 摩美	元外資系金融機関 マネジメント				●	●	●	●
	庄田 隆	元企業経営者	●		●		●	●	●
	入谷 淳	弁護士/公認会計士 元検察官				●	●	●	●
社外監査役	鶴野 正康	公認会計士 元企業経営者	●			●		●	●
	松下 正	弁護士 元企業経営者	●			●		●	●
	小林 憲司	公認会計士 企業経営者	●			●		●	●

※上記一覧表は各氏の経験等を踏まえ、より専門性が発揮できる領域を記載しており、有する全ての知見を表すものではありません。

② 社内取締役一覧(2021年4月1日現在)

氏名	小林 克満
役職	代表取締役 社長
生年月日	1961年6月16日
所有する当社の株式数	9,145
略歴	1986年 2月 当社入社 2011年 4月 執行役員営業統括部長 2012年 4月 常務執行役員営業統括部長 2012年 6月 取締役常務執行役員営業統括部長 2016年 4月 常務取締役営業統括部長 2017年 4月 常務取締役建築事業本部長 2018年 4月 専務取締役建築事業本部長 2019年 4月 代表取締役社長兼建築事業本部長 2021年 4月 代表取締役社長(現任)
選任理由	同氏は、長年にわたり、当社グループのコア事業である建設事業に携わり、営業力強化のための人材育成・組織活性化や賃貸住宅ブランドの構築、商品開発、新しい建築分野の開拓に取り組むなど、当社グループの基盤強化・発展に尽力してまいりました。その知識や経験を活かし、取締役としての業務執行や当社の経営における重要な事項に対して積極的な意見・提言を行うとともに、ほかの取締役の業務執行の監督について、その職務を十分に果たしております。 現在は、当社グループ全体を統括する代表取締役として、経営全般にわたり強いリーダーシップを発揮し、中長期的な視点でコーポレートガバナンスの深化、サステナビリティ推進、成長分野の開拓など、企業価値向上と持続的な成長のため、計画的に取り組んでおります。今後も、同

	氏が有する豊富な経験と知識、強いリーダーシップを経営に活かすことにより、当社グループの更なる企業価値の向上に寄与できると判断し、取締役といたしました。 (2021年6月 第47期 定時株主総会招集ご通知より)
任期	2021年6月～2023年6月

氏名	川合 秀司
役職	常務取締役 経営管理本部長 兼 関連事業本部長
生年月日	1967年1月22日
所有する当社の株式数	7,160
略歴	1989年 4月 当社入社 2012年 4月 執行役員経営企画室長 2012年 6月 取締役執行役員経営企画室長 2013年 4月 取締役執行役員子会社事業本部長兼経営企画室長 2014年 4月 取締役常務執行役員経営管理本部長 2016年 4月 常務取締役経営管理本部長 2017年 4月 常務取締役経営管理本部長兼関連事業本部長(現任)
選任理由	同氏は、長年にわたり、経営管理部門及び関連事業部門に携わり、経営管理部門では働き方改革や資本効率を意識した財務戦略の推進、関連事業部門では新たな事業領域における収益拡大に向けて取り組むなど、当社グループの経営基盤の安定化に尽力してまいりました。その知識や経験を活かし、取締役の業務執行の監督について、その職務を十分に果たしております。 現在は、当社グループの経営管理部門と関連事業部門を統括する最高責任者として、当社の経営基盤の更なる強化・収益基盤の多角化に加え、社会情勢の変化に順応した新たな働き方の構築・推進に向けて職務を遂行しております。 今後も、同氏が有する豊富な経験と知識を活かすことにより、当社グループの更なる企業価値の向上に寄与できると判断し、取締役といたしました。 (2021年6月 第47期 定時株主総会招集ご通知より)
任期	2021年6月～2023年6月

氏名	竹内 啓
役職	常務取締役 建築事業本部長
生年月日	1965年11月29日
所有する当社の株式数	3,896
略歴	1989年 4月 当社入社 2012年 4月 執行役員テナント営業統括部長 2014年 6月 取締役執行役員テナント営業統括部長 2015年 4月 取締役執行役員中日本建築事業本部長 2016年 4月 取締役中日本建築事業本部長

	<p>2017年4月 取締役不動産事業本部長 2018年4月 常務取締役不動産事業本部長 2020年4月 常務取締役西日本建築事業本部長 2021年4月 常務取締役建築事業本部長(現任)</p>
選任理由	<p>同氏は、長年にわたり、当社グループのコア事業である建設事業及び不動産事業の営業部門に携わり、建設事業では営業組織の活性化や営業戦略の強化、不動産事業では健全な入居率の維持と収益力の強化に取り組むなど、それぞれの事業の基盤強化に尽力してまいりました。その経験や知識を活かし、取締役としての業務執行や当社の経営における従業な事項に対して積極的な意見・提言を行うとともに、他の取締役の業務執行の監督について、その職務を十分に果たしております。</p> <p>現在は、建設事業を統括する最高責任者として、建設受注の回復や設計力・技術力の向上、社会情勢の変化に順応した新たな営業手法の確立に向けて職務を遂行しています。</p> <p>今後も、同氏が有留守豊富な経験と知識を活かすことにより、当社グループの更なる企業価値向上に寄与できると判断し、取締役といたしました。</p> <p>(2021年6月 第47期 定時株主総会招集ご通知より)</p>
任期	2021年6月～2023年6月

氏名	佐藤 功次
役職	常務取締役 不動産事業本部長 兼 大東建託パートナーズ株式会社 代表取締役 社長
生年月日	1962年4月17日
所有する当社の株式数	1,000
略歴	<p>1991年3月 当社入社</p> <p>2013年4月 大東建物管理株式会社 (現 大東建託パートナーズ株式会社) 取締役賃貸管理部長</p> <p>2015年4月 大東建物管理株式会社 (現 大東建託パートナーズ株式会社) 常務取締役経営企画室長</p> <p>2016年4月 大東建物管理株式会社 (現 大東建託パートナーズ株式会社) 専務取締役</p> <p>2017年4月 大東建託パートナーズ株式会社 代表取締役 社長 2017年6月 取締役 兼 大東建託パートナーズ株式会社 代表取締役 社長</p> <p>2020年4月 取締役 不動産事業本部長 兼 大東建託パートナーズ株式会社 代表取締役 社長</p> <p>2021年4月 常務取締役 不動産事業本部長 兼 大東建託パートナーズ株式会社 代表取締役 社長(現任)</p>

選任理由	<p>同氏は、長年にわたり、当社グループが管理する賃貸建物の管理事業に携わり、オーナー様には安定した賃貸経営と賃貸建物の資産価値の維持、入居者様には快適で安全な暮らしの提供などに取り組み、建物管理サービスの創出・品質向上に尽力してまいりました。その経験や知識を活かし、取締役としての業務執行や当社の経営における重要な事項に対して積極的な意見・提言を行うとともに、他の取締役の業務執行の監督について、その職務を十分に果たしております。</p> <p>現在は、不動産事業本部長として、これまでの経験や知識を活かし、オーナー様・入居者様の満足度向上に加え、不動産仲介・売買事業の収益拡大に向けて職務を遂行しております。</p> <p>今後も、同氏が有する豊富な経験と知識を経営に活かすことにより、当社グループの更なる企業価値の向上に寄与できると判断し、取締役といたしました。</p> <p>(2021年6月 第47期 定時株主総会招集ご通知より)</p>
任期	2021年6月～2023年6月

氏名	内田 寛逸
役職	取締役 関連事業本部 部長 介護・保育事業、海外事業担当
生年月日	1965年5月2日
所有する当社の株式数	4,972
略歴	<p>1987年 8月 当社入社</p> <p>2012年 4月 執行役員原価管理統括部長</p> <p>2013年 4月 執行役員設計統括部長</p> <p>2014年 6月 取締役執行役員設計統括部長</p> <p>2016年 4月 取締役設計統括部長</p> <p>2017年 4月 取締役関連事業本部部长(現任)</p>
選任理由	<p>同氏は、長年にわたり、技術部門及び介護・保育事業、海外事業に携わり、技術部門では業界最高水準の技術力を目指して設計力・商品力の向上に取り組み、介護・保育事業、海外事業では、既存の関連事業の拡大強化に加えて新コア事業の創出に尽力してまいりました。その経験や知識を活かし、取締役としての業務執行や当社の経営における重要な事項に対して積極的な意見・提言を行うとともに、他の取締役の業務執行の監督について、その職務を十分に果たしております。</p> <p>現在は、介護・保育事業、海外事業を担当する取締役として、新コア事業の強化拡大による当社グループの収益基盤の多角化に向けて職務を遂行しております。</p> <p>今後も、同氏が有する豊富な経験と知識を経営に活かすことにより、当社グループの更なる企業価値の向上に寄与できると判断し、取締役候補者といたしました。</p> <p>(2021年6月 第47期 定時株主総会招集ご通知より)</p>
任期	2021年6月～2023年6月

氏名	館 正文
役職	取締役 設計統括部長
生年月日	1968年11月3日
所有する当社の株式数	1,227
略歴	1991年4月 当社入社 2013年4月 設計部長 2016年4月 執行役員設計部長 2017年4月 執行役員設計統括部長 2019年4月 上席執行役員首都圏建築事業本部部長 2020年4月 執行役員設計統括部長 2021年6月 取締役設計統括部長(現任)
選任理由	<p>同氏は、長年にわたり、建設事業の主要部門である設計部門に携わり、商品開発、設計・積算制度の向上や人材育成、コスト削減等に尽力してまいりました。また、ZEH賃貸住宅等の環境に配慮した商品開発や、当社の社会貢献活動のひとつである「未来のアスリートプロジェクト」の事務局長を務めるなど、当社のサステナビリティ・ESG活動を主導してまいりました。</p> <p>現在は、設計部門の執行責任者として、多様なニーズに応え、環境に配慮した商品開発や、技術者をセールスエンジニアに登用するといった技術力のPRIによる営業支援、また品質重視の工事監理者体制の拡充など、社会からの信頼獲得に向けて職務を遂行しております。</p> <p>同氏が、長年携わってきた設計部門での豊富な知識や、環境活動・社会貢献活動における経験を活かし、当社グループのコア事業である建設事業の強化や、社会的な重要課題であるサステナビリティ・ESGの推進等を通じて、当社グループの更なる企業価値の向上に寄与することができるかと判断し、取締役といたしました。</p> <p>(2021年6月 第47期 定時株主総会招集ご通知より)</p>
任期	2021年6月～2023年6月

氏名	守 義浩
役職	取締役 大東建託リーシング株式会社代表取締役社長
生年月日	1965年10月24日
所有する当社の株式数	1,004
略歴	1994年2月 当社入社 2012年4月 テナント営業推進部長(東日本担当) 2014年4月 大東建物管理株式会社 (現 大東建託パートナーズ株式会社) 取締役審査部長 2016年4月 執行役員大東建物管理株式会社 (現 大東建託パートナーズ株式会社) 常務取締役審査部長 2017年4月 執行役員 大東建託リーシング株式会社 代表取締役社長

	2021年6月 取締役 大東建託リーシング株式会社 代表取締役社長(現任)
選任理由	<p>同氏は、長年にわたり、当社グループのコア事業である不動産事業に携わり、一括借り上げ事業における適正家賃の審査業務や、賃貸仲介事業における収益の拡大に尽力してまいりました。</p> <p>現在は、大東建託リーシング株式会社の代表取締役社長として、既存の賃貸仲介ブランドの強化に加え、売買仲介事業や仲介店舗のフランチャイズ事業を立ち上げるなど、不動産仲介事業の収益基盤の拡大に向けて職務を遂行しています。</p> <p>同氏が長年携わってきた不動産事業での豊富な知識や、グループ会社の代表取締役としての経験を活かし、当社グループのコア事業である不動産事業の強化や、経営の監督強化等を通じて、当社グループの更なる企業価値の向上に寄与できると判断し、取締役といたしました。</p> <p>(2021年6月 第47期 定時株主総会招集ご通知より)</p>
任期	2021年6月～2023年6月

③ 社外取締役一覧(2021年4月1日現在)

氏名	山口 利昭
役職	社外取締役 当社ガバナンス委員会委員長
生年月日	1960年6月26日
略歴	<p>1990年 3月 大阪弁護士会登録、竹内・井上法律事務所入所</p> <p>1995年 4月 山口利昭法律事務所開所、同所代表弁護士(現任)</p> <p>2008年 4月 日本内部統制研究会理事(現任)</p> <p>2010年 7月 一般社団法人日本公認不正検査士協会理事</p> <p>2012年 7月 日本弁護士連合会司法制度調査会 社外取締役ガイドライン検討チーム幹事(現任)</p> <p>2013年 3月 株式会社ニッセンホールディングス社外取締役</p> <p>2013年 6月 当社社外取締役(現任)</p> <p>2014年 8月 特定非営利活動法人日本コーポレート・ ガバナンス・ネットワーク理事(現任)</p> <p>2014年 12月 大阪大学ベンチャーキャピタル株式会社社外監査役</p> <p>2015年 2月 大阪市交通局監査役(現任)</p> <p>2015年 6月 消費者庁公益通報者保護制度検討委員会委員</p> <p>2018年 4月 大阪市高速電気軌道株式会社社外監査役(現任)</p> <p>※在任期間 8年</p>
選任理由	<p>同氏は、企業法務やリスクマネジメント、コーポレートガバナンスに精通した弁護士です。その高い専門性と豊富な経験を踏まえた有用な発言を行うなど、当社の経営に関する重要事項の決定及び業務遂行の監督の役割を十分に果たしております。また、当社ガバナンス委員会の議長として、指名や報酬の透明性・公平性の確保に主体的に関与いただいております。</p>

	同氏の高い専門性と経験にもとづく有用な意見や的確な助言、重要事項の決定、経営全般に対する監督機能を期待し、社外取締役としました。 (2021年6月 第47期 定時株主総会招集ご通知より)
独立性について	同氏は、東京証券取引所及び名古屋証券取引所が定める独立役員の基準に加え、当社が定める独立性基準を満たしており、独立性は十分確保されているものと判断します。
任期	2021年6月～2023年6月

氏名	佐々木 摩美
役職	社外取締役 当社ガバナンス委員会委員
生年月日	1960年6月26日
略歴	1983年 4月 株式会社富士銀行(現株式会社みずほ銀行)入行 1985年 3月 モルガン・スタンレー証券株式会社 (現三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券株式会社) 入社 1991年 1月 同社ヴァイス・プレジデント 1994年 2月 同社エグゼクティブ・ディレクター 2000年12月 同社マネージング・ディレクター 2004年 4月 クレディスイス・ファースト・ボストン証券株式会社 (現クレディ・スイス証券株式会社) マネージング・ディレクター 債券本部営業統括本部長 2015年 6月 当社社外取締役(現任) 2018年10月 三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社 社外取締役・監査等委員(現任) ※在任期間6年
選任理由	同氏は、グローバルな金融ビジネスにおいて、組織マネジメントに長年携わり、豊富な経験と幅広い見識を有しています。これらの経験と見識を踏まえ、女性視点、グローバルな視野、投資家目線と、多岐にわたる切り口で有用な発言を行うなど、当社の経営に関する重要事項の決定及び業務執行の監督の役割を十分に果たしております。 同氏の経験と見識にもとづくダイバーシティ・マネジメントへの貢献や的確な助言、重要事項の決定、経営全般に対する監督機能を期待し、社外取締役としました。 (2021年6月 第47期 定時株主総会招集ご通知より)
独立性について	同氏は、東京証券取引所及び名古屋証券取引所が定める独立役員の基準に加え、当社が定める独立性基準を満たしており、独立性は十分確保されているものと判断します。
任期	2021年6月～2023年6月

氏名	庄田 隆
----	------

役職	社外取締役 当社ガバナンス委員会委員
生年月日	1948年6月21日
略歴	1972年4月 三共株式会社(現 第一三共株式会社)入社 1999年1月 同社欧州部長 1999年6月 同社海外医薬営業本部長 2001年6月 同社取締役 2002年6月 同社常務取締役 2003年6月 同社代表取締役社長 2005年9月 第一三共株式会社代表取締役社長兼 CEO 2010年6月 同社代表取締役会長 2014年6月 同社相談役 2015年6月 宇部興産株式会社社外取締役(現任) 2017年6月 当社社外取締役(現任) 2019年6月 宇部興産株式会社社外取締役・監査等委員(現任) 2019年9月 株式会社理研鼎業社外取締役(現任) ※在任期間4年
選任理由	同氏は、第一三共株師会社において、経営者として長年企業経営に携わり、企業経営の豊富な経験と幅広い見識、日本企業によるグローバル経営全般に関する見識を有しています。さらにCSR活動にも積極的に取り組んだ経験を踏まえた有用な発言を行うなど、当社の経営に関する重要事項の決定及び業務執行の監督の役割を十分に果たしております。 同氏の企業経営の経験と見識にもとづく有用な意見や的確な助言、重要事項の決定、経営全般に対する監督機能を期待し、社外取締役としました。 (2021年6月 第47期 定時株主総会招集ご通知より)
独立性について	同氏は、東京証券取引所及び名古屋証券取引所が定める独立役員の基本に加え、当社が定める独立性基準を満たしており、独立性は十分確保されているものと判断します。
任期	2021年6月～2023年6月

氏名	入谷 淳
役職	社外取締役 当社ガバナンス委員会委員
生年月日	1966年1月2日
略歴	1988年9月 バークレイズ証券会社入社 1992年10月 井上・斉藤・英和監査法人(現あずさ監査法人)入社 1998年4月 検察官任官 2007年9月 第二東京弁護士会登録 渥美坂井法律事務所・外国報共同事業 2009年7月 東京国税局(任期付公務員) 2012年7月 渥美坂井法律事務所・外国報共同事業 2016年1月 長島・大野・常松報実事務所入所(現任) 2020年3月 アカルタスホールディングス株式会社

	<p>社外取締役・監査等委員(現任)</p> <p>2021年 6月 当社社外取締役(現任)</p> <p>※在任期間 1年</p>
選任理由	<p>同氏は、弁護士として金融法務やコンプライアンス等の危機管理業務に携わり、また公認会計士として金融機関の監査業務に従事するなど、豊富な経験と幅広い見識を有しています。これらの高い専門性と経験にもとづくコーポレート・ガバナンス強化への貢献や的確な助言、重要事項の決定、経営全般に対する監督機能を期待し、社外取締役としました。</p> <p>(2021年6月 第47期 定時株主総会招集ご通知より)</p>
独立性について	<p>同氏は、東京証券取引所及び名古屋証券取引所が定める独立役員の基準に加え、当社が定める独立性基準を満たしており、独立性は十分確保されているものと判断します。</p>
任期	2021年6月～2023年6月

④ 監査役一覧(2021年4月1日現在)

氏名	鶴野 正康
役職	社外監査役(常勤) 当社ガバナンス委員会委員
生年月日	1954年 8月23日
略歴	<p>1981年 8月 監査法人中央会計事務所入所</p> <p>1984年 9月 インテグラン株式会社入社</p> <p>1996年 10月 ユーエスロボティックス株式会社代表取締役 社長</p> <p>1997年 11月 スリーコムジャパン株式会社代表取締役 副社長</p> <p>1998年 10月 日本ルーセントテクノロジー株式会社 取締役事業部長</p> <p>2000年 10月 日本アバイア株式会社代表取締役 社長</p> <p>2005年 3月 株式会社ネットインデックス (現 株式会社ネクスグループ)代表取締役 社長</p> <p>2007年 11月 株式会社インデックス・ホールディングス取締役</p> <p>2009年 6月 当社監査役(現任)</p> <p>※在任期間 12年</p>
選任理由	<p>同氏は、公認会計士として財務および会計に関する専門的な知識と、これまでの企業経営者としての豊富な経験と見識を有しております。その知識や経験に基づき監査を行うとともに、社外監査役として独立した立場から意見を述べ、当社の経営に対する監督機能を十分に発揮しております。また、常勤監査役として、取締役会だけでなく業務執行に関わる重要な会議にも出席し意見を述べ、監査機能の実効性向上に努めております。今後は豊富な監査経験と当社グループに関する知識を活かし、監査役の後継者育成にも尽力いただきたく考えております。</p> <p>よって、引き続き社外監査役として当社の経営に対する監督機能を担っていただくことが最適と判断し、社外監査役としました。</p>

	(2021年6月 第43期 定時株主総会招集ご通知より)
独立性について	同氏は、東京証券取引所及び名古屋証券取引所が定める独立役員の基準に加え、当社が定める独立性基準を満たしており、独立性は十分確保されているものと判断します。
任期	2021年6月～2023年6月

氏名	松下 正
役職	社外監査役 当社ガバナンス委員会委員
生年月日	1960年7月28日
略歴	<p>1989年4月 東京弁護士会登録、東京青山法律事務所 (現ベーカー&マツケンジー法律事務所)入所</p> <p>1998年1月 GE 横河メディカルシステム株式会社 (現GEヘルスケア)入社</p> <p>1999年1月 同社取締役</p> <p>2003年3月 日本ゼネラル・エレクトリック株式会社(GE ジャパン) 取締役副社長</p> <p>2005年7月 株式会社ファーストリテイリング入社</p> <p>2005年9月 同社取締役上席執行役員</p> <p>2010年7月 シーメンスジャパン株式会社取締役</p> <p>2011年3月 コクヨ株式会社取締役常務執行役員</p> <p>2015年3月 株式会社アダストリア入社</p> <p>2017年5月 同社代表取締役</p> <p>2018年4月 株式会社サイプレス社外取締役(現任)</p> <p>2020年1月 学校法人沖縄科学技術大学院大学学園副学長 統括弁護士(現任)</p> <p>2020年4月 株式会社 afterFIT社外取締役(現任)</p> <p>2021年6月 当社社外監査役(現任)</p> <p>※在任期間1年</p>
選任理由	<p>同氏は、弁護士としての企業法務や財務に関する専門知識と、企業経営者としての豊富な経験と見識を有するほか、複数の国外勤務や、ITシステム分野での経験も有しております。</p> <p>これらの豊富な見識と経験を活かし、社外監査役として当社の経営に対する監査機能を担っていただくことが最適と判断し、社外監査役としました。</p> <p>(2021年6月 第47期 定時株主総会招集ご通知より)</p>
独立性について	同氏は、東京証券取引所及び名古屋証券取引所が定める独立役員の基準に加え、当社が定める独立性基準を満たしており、独立性は十分確保されているものと判断します。
任期	2021年6月～2023年6月

氏名	小林 憲司
役職	監査役(社外) 当社ガバナンス委員会委員

生年月日	1963年4月12日
略歴	1987年 4月 三井信託銀行株式会社入行 1989年 9月 監査法人朝日新和会計社入社 1994年 4月 永野森田公認会計士事務所(米国)入所 1997年 9月 新日本アーンストアンドヤング株式会社入社 2001年 10月 同社取締役 2005年 4月 アーンスト・アンド・ヤング・トランザクション・ アドバイザリー・サービス株式会社 マネージングディレクター 2007年 7月 ビバルコ・ジャパン株式会社共同代表取締役(現任) 2013年 3月 ZENホールディングス株式会社取締役 2015年 3月 同社代表取締役 2021年 6月 当社社外監査役(現任) ※在任期間1年
選任理由	同氏は、公認会計士としての財務及び会計に関する専門的な知識と、企業経営者としての豊富な経験と見識を有するほか、建設・不動産分野や、M&Aアドバイザリーの経験も有しております。 これらの豊富な見識と経験を活かし、社外監査役として当社の経営に対する監督機能を担っていただくことが最適と判断し、社外監査役といたしました。 (2021年6月 第47期 定時株主総会招集ご通知より)
独立性について	同氏は、東京証券取引所及び名古屋証券取引所が定める独立役員の基準に加え、当社が定める独立性基準を満たしており、独立性は十分確保されているものと判断します。
任期	2021年6月～2023年6月

当社コーポレートサイト:IR情報>株主総会>令和3年(2021年)3月期 第47期 定時株主総会 招集通知

<https://www.kentaku.co.jp/corporate/ir/psbudc0000000qwd-att/aqehc400000290f4.pdf>

④ 機関ごとの構成員

役職	氏名	取締役	経営会議	監査役会	ガバナンス委員会
代表取締役 社長	小林 克満	◎	◎		○
常務取締役	川合 秀司	○	○		
常務取締役	竹内 啓	○	○		
常務取締役	佐藤 功次	○	○		
取締役	内田 寛逸	○	○		
取締役	館 正文	○	○		

取締役	守 義浩	○	○		
社外取締役	山口 利昭	○			◎
社外取締役	佐々木 摩美	○			○
社外取締役	庄田 隆	○			○
社外監査役	入谷 淳	○			○
社外監査役	鶴野 正康	○	○	◎	○
社外監査役	松下 正	○		○	○
社外監査役	小林 憲司	○		○	○
執行役員	他 6 名		○		

※◎は議長、委員長を表す

2021年6月30日時点

当社コーポレートサイト:IR情報>決算資料>2021年3月期>通期>有価証券報告書
p.46

<https://www.kentaku.co.jp/corporate/ir/kessan/aqehc4000000p4i8-att/aqehc4000002fqlk.pdf>

2) 株主総会

行動規範 2.①

私たちの約束 株主様へ②③

(1) 株主の権利・平等性の確保

当社は、全ての株主に対して実質的な平等性を確保するとともに、株主の権利の確保と適切な権利行使に資するため、ポジティブまたはネガティブであるかにかかわらず、速やかな情報開示を行っています。

また、株主の権利を確保し、株主との共同利益を向上させるため、経営の意思決定・監督体制と業務の執行体制を明確に分離させています。加えて、複数名の社外取締役を選任し、意思決定と監督機能の強化を図り、コーポレートガバナンスが十分に機能する体制を整備しています。

コーポレートガバナンス・コード

基本原則1 株主の権利・平等性の確保

<https://www.kentaku.co.jp/corporate/ir/governance/img/cgc.pdf?20211227>

(2) 株主総会に対する考え方

株主総会は、当社における最高意思決定機関であり、株主との建設的な対話がなされ、かつ株主の意思が適切に反映されなければならない場と認識しております。

コーポレートガバナンス・コード

原則1-2 株主総会における権利行使

<https://www.kentaku.co.jp/corporate/ir/governance/img/cgc.pdf?20211227>

(3) 株主総会権利行使のための情報提供

当社では、株主の権利や利益に影響を及ぼす重要な株主総会議案が提案される場合は、その情報を迅速かつ適切に開示すべきと認識しています。

そのため、当社が株主に十分な検討期間が必要と判断する株主総会議案については、当社コーポレートサイト及び東京証券取引所のウェブサイト等を通じて、速やかに情報を開示しています。また、株主総会招集通知において、株主の皆さまの適切な判断に資するよう、事業報告については図表等を用いた平易な説明と、株主総会議案については提案理由をできるだけ詳細に記載するよう努めております。さらに、役員の選任においては、各候補者から株主の皆さまに向けてのコメントを掲載するなど、株主の判断に資すると考えられる情報を積極的に提供しています。

【招集通知の早期発送、発送前のウェブサイト掲載】

当社では、株主の皆さまが十分な議案の検討時間を確保できるよう、招集通知の発送早期化に努めています。招集通知については、法定期日より1週間以上前(株主総会開催日3週間以上前)に発送を行っています。さらに、招集通知の発送日前に、招集通知の日本語版・英語版ともに、当社コーポレートサイト、東京証券取引所のウェブサイト及び議決権

電子行使プラットフォームに開示しています。

コーポレートガバナンス・コード

補充原則1-2 ① 株主総会での権利行使における的確な情報提供

補充原則1-2 ② 招集通知の早期発送、発送前のウェブサイト掲載

<https://www.kentaku.co.jp/corporate/ir/governance/img/cgc.pdf?20211227>

(4) 株主総会関連の日程の適切な設定

当社は、株主総会は株主との対話の場であるとの観点から、より多くの株主が株主総会に出席できる日程への配慮を行うべきであると認識しています。そのため、当社では、毎年株主総会集中日と予測される日を避けた開催日の設定を行っています。

なお、2020年3月期の株主総会については、新型コロナウイルス感染症の影響により、第1集中日の開催となりました。

コーポレートガバナンス・コード

補充原則1-2 ③ 株主総会関連の日程の適切な設定

<https://www.kentaku.co.jp/corporate/ir/governance/img/cgc.pdf?20211227>

(5) 少数株主の権利保護

当社では、株主の権利を保護し、その権利行使を促進するとともに、いずれの株主に対しても実質的な平等性の確保に努めています。

また、株主名簿や取締役会議事録の閲覧請求、株主総会における株主提案、取締役の違法行為の差し止め及び株主代表訴訟の提起など会社法にて少数株主にも認められている権利について、株式取扱規程で権利行使の方法を定めるなど、その権利行使を円滑に行えるように努めています。

コーポレートガバナンス・コード

補充原則1-1 ③ 少数株主の権利確保

<https://www.kentaku.co.jp/corporate/ir/governance/img/cgc.pdf?20211227>

(6) 株主総会議案の反対票の原因分析

当社では、株主総会における株主の意思を具体的に把握し、経営や株主との対話に反映させるため、株主総会後に全議案の賛成・反対要因の分析を行っています。議案の賛否結果については、当社コーポレートサイト等で開示しています。

当社コーポレートサイト:IR情報>株主総会>2020年3月期 第47期>第47期 定時株主総会 議決権行使結果

<https://www.kentaku.co.jp/corporate/ir/psbudc0000000qwd-att/aqehc4000002h1pb.pdf>

(7) その他、株主総会に関連するトピックス

当社コーポレートサイト:IR情報>株主総会

<https://www.kentaku.co.jp/corporate/ir/kabunushi.html>

3) リスクマネジメントと腐敗防止

行動規範 1.①②、 2.②③

私たちの約束 取引先様へ①②③

(1) リスクマネジメント

① リスク管理体制

当社は、グループ全体の事業活動に関するあらゆるリスクを的確に把握し、リスクの発生頻度や経営への影響を低減すべく、リスクマネジメント委員会を設置し、グループ経営上重要なリスクの抽出・評価・見直しの実施、対応策の策定、管理状況の確認を定期的に行っています。特に経営上・事業上重要なリスクに関しては、取締役会においても重点的にモニタリングしつつ、定期的に状況報告を受けるとともに、内部監査室からも適宜報告を受けることで、全社的なリスク対応を推進しています。

② 事業リスクの認識

当社コーポレートサイト:IR情報>ガバナンス>事業リスクの認識

<https://www.kentaku.co.jp/corporate/ir/governance/risk.html>

③ BCPの整備

日本全国で事業を展開する当社グループにとって、不測の事態の発生は事業継続に支障をきたすという認識のもと、事業継続への取り組みを経営戦略における重要な要素と捉え、事業継続計画書(BCP)を策定しています。事業継続計画書は、地震や大規模な水害などの自然災害や感染症の流行(パンデミック)など、非常時の行動基準や意思決定体系についてまとめており、事業継続と早期再開に向けた基本的な対応方針だけではなく、他社に先駆けた情報発信・有効な支援など、社会的責任を果たすための行動方針についても定めています。

加えて、自然災害および感染症の流行(パンデミック)を想定した従業員安全確保の手引きとして、災害時「初動対応マニュアル」を策定しており、今般の新型コロナウイルス感染症拡大についても、同マニュアルに則した対応を行っています。

【新型コロナウイルス感染症(COVID-19)への対応】

新型コロナウイルス感染症が世界中で猛威を振るう中、当社グループでは、独自の事業継続計画書(パンデミック編)に則り、新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、感染拡大防止に向け、状況の把握と情報の集約、迅速な対応に努めています。

〈パンデミック事業継続計画 基本方針〉

- ① 従業員とその家族の生命および安全を守る
- ② 継続すべき重要業務を遂行する
- ③ ステークホルダーへの説明責任を果たす
- ④ 感染拡大防止に努める

〈新型コロナウイルス感染症拡大防止に対する主な施策〉

- ・ 政府や各自治体の要請に沿った事業所・施工現場の閉鎖、および当社グループ主催イベントの延期・中止
- ・ 在宅勤務・自宅待機の徹底、社内外における会議やミーティングのオンライン化
- ・ 特設 WEB サイトの開設によるステークホルダーへのトップメッセージ、および関連情報の集約・発信
- ・ 業界初となる家賃猶予措置の実施、およびガス料金の割引・支払い猶予の実施

当社コーポレートサイト:新型コロナウイルス感染症拡大に対する大東建託グループの対応

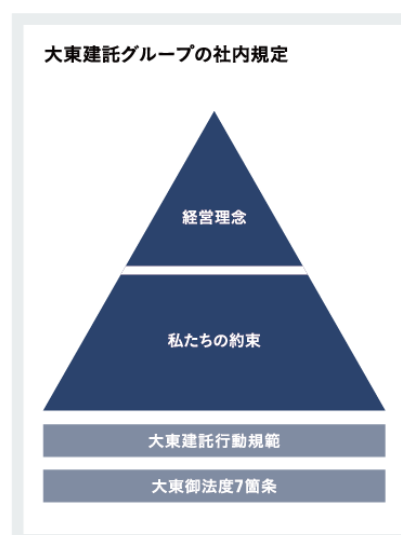
<https://www.kentaku.co.jp/etc/info/info202005/>

(2) コンプライアンス

① コンプライアンス基本方針

当社グループ従業員がとるべき行動基準・指針を定めた「大東建託行動規範」、当社グループ一連の規則の中で特に重要な禁止事項を定めた「大東御法度 7 箇条(最大懲罰は解雇)」をコンプライアンスにおける準則とし、事業活動のあらゆる場面でコンプライアンスの徹底を図っています。

また、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力や団体を社会から排除していくことは重要な社会的課題であるという認識のもと、企業の社会的責任(CSR)およびコンプライアンスの観点から「反社会的勢力排除に対する基本方針」を定め、不当・不法な要求には一切応じることなく、組織全体として反社会勢力に対応することを誓っています。



【関連する社会変化・社会課題と当社グループの対応】

関連社会変化・社会課題	当社グループの対応
<ul style="list-style-type: none"> ・ 税制改正(相続税、消費税等) ・ 法施行・法改正(労働基準法、建築基準法等) ・ 企業不祥事の増加(個人情報漏洩、ハラスメント等) ・ 消費者意識の向上 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社外監査役の設置 ・ 関連部門の設置(法務部、コンプライアンス推進室、内部監査室等) ・ 社内外に内部通報窓口を設置 ・ 従業員に対するコンプライアンス教育の徹底

【大東建託行動規範】

当社コーポレートサイト:IR情報>ガバナンス>コンプライアンス>大東建託行動規範

<https://www.kentaku.co.jp/corporate/ir/governance/compliance.html>

【大東御法度7箇条】

大東御法度 7 箇条は、当社一連の規則の中で特に重要な禁則(禁止事項)を「御法度」として定め、従業員に注意喚起をはかり「最大懲罰は解雇」とあらかじめ周知することで、その徹底を図っています。

2020 年 10 月には、あおり運転に関する条文の追加や文書偽造の禁止などを「当然の禁止事項」としてまとめるなど、社会情勢や社会からの要求に合わせた改訂を行うことで、健全な事業活動を推進しています。

大東御法度 7 箇条

1. 取引業者からの供応等の禁止

業者からの個人的な接待・贈り物は一切認めない。発覚時は業者も取引停止とする

「昼食くらい、缶コーヒーくらいは良いだろう…、些細な品物だからもらっても良いだろう…」を含め、厳しく禁ずる。取引は人間関係主体ではなく、あくまでもビジネスの優劣で公正に判断する。会食などが必要な場合には、予め会社に報告し、許可を得て行うこと。

2. 社内及び社外関係者との金品を賭けた遊戯 (麻雀・ゴルフ・ボーリング・カラオケ等)の禁止

業務時間内は言うまでもなく、時間外も認めない

ギャンブルの持つ悪習(金銭やりとりや貸借)は排除し、社内外に仕事中心のクリアな人間関係を作る。

【基本的方針】

- ・ 金銭を賭けることは禁止
 - ・ 役職上位者が優越的地位を利用して強制することは禁止
- (参加者全員の合意のもと全員で出し合った資金で懸賞品(物品)を出すことは可)

3. 飲酒運転・妨害運転(あおり運転)の根絶

休日も含めて、飲酒運転・妨害運転(あおり運転)は絶対にしてはならない。させてはならない

免許取消・停止となれば業務を行うための必要条件が欠けるし、人身事故を起こせば被害者ばかりか双方の家族の人生までも破壊する。社内行事などの際には責任者が全員の帰宅方法を確認し、遵守させることで飲食会解散後の不始末も排除する。

4. 中元・歳暮の禁止

役員・社員、全ての社内贈答慣習を排除する

慣習が生む社員間相互の無駄をなくし、同時に“いわゆる貸し借り・恩義の関係”を作らない。但し、本人が出席をする「結婚式祝儀」はのぞく。また葬儀の際の香典・供花などは社員会が一括して行うものであり、個別に行うことは要しない。

5. 会社制度に関連する個人的謝礼の禁止

社員間の成果給などの按分や上司への御礼接待、
社内外の間接的協力者への個人的謝礼は禁止する

報奨はあくまでも会社規定を基準に会社だけが支給するものであり、歪曲して運用してはならない。例外対応が必要な場合には、会社に報告して判断を求めること。

6. 社員間・顧客・取引先との金銭貸借や投資勧誘の禁止

社員間や顧客との金銭貸借行為や投資勧誘行為を禁止する。発覚時には双方の社員に責任を問う
金銭の貸し借りは精神的な貸し借りにも発展し、社員間でも遠慮や忖度が生じ、顧客との間でも会社に不利な取引や顧客が真に望まない取引が生じうる。また、返済が滞れば人間関係も毀損され、会社の信用まで損なう。投資の勧誘でも損失が発生すれば同様の事態になるし、対象先が取引先であっても同様である。

7. 文書の偽造・改竄・不実記載・不正使用の禁止

社内外で使用される文書を偽造・改竄・不実記載することは犯罪であり、作成や行使に関与してはならない

文書が信用できることは取引会社の基盤である。融資審査や社内手続きで使用される立地審査依頼書や融資証明書の偽造、預金通帳コピーの改竄、解約前提の契約書作成(架空契約・お願い契約)など、虚偽の文書の作成に関与したり、作成された虚偽の文書を社内外で使用することは犯罪であるから、絶対に行わないこと。

関連する申し合わせ

御法度の精神に準拠し、以下の事柄も社内では無用のものとして定めている。

- ① 役員・社員間での暑中見舞い、年賀状のやりとり
- ② バレンタインデーなど社会風習における形式的プレゼントのやりとり
- ③ 役員や上位者への形式的な仲人依頼(いわゆる、頼まれ仲人)

当然の禁止事項

1. 文書の偽造・改竄・不実記載・不正使用の禁止

お客様が負担すべき契約時金や受注申込金等の金銭を、社員が立て替えてはならない

お客様が負担すべき金銭を社員個人が立て替えて強引に契約を進めても、お客様の意欲不足・資金不足により解約トラブルを招くリスクが高いし、お客様の資金繰りについて会社や金融機関を騙すことに繋がり、更に重大なトラブルに発展する。立替が必要な場合には、会社事として、会社に申請して会社制度の中で対応すること。

2. 裏約束・個人的補填の禁止

契約を獲得するためやトラブル解決のために、会社承認を得ていない条件を口頭または文書でお客様や取引先に約束したり、個人的に金銭を負担してはならない

取引の当事者は会社であるから、勝手な裏約束は重大な背信行為であるし、個人的補填は重大な越権行為である。対応が必要な場合には、会社に報告して判断を求めること。

3. 養子縁組・遺贈・贈与の禁止

お客様やご家族と、養子縁組をしたり、遺贈・贈与を受けてはならない

お客様との関係は、あくまでも仕事上のものであり、お客様からの信頼を利用して、個人的な利益を得てはならない。

【反社会的勢力排除に対する基本方針】

当社コーポレートサイト:IR情報>ガバナンス>コンプライアンス>反社会的勢力排除に対する基本方針

<https://www.kentaku.co.jp/corporate/ir/governance/compliance.html>

【個人情報保護方針】

当社コーポレートサイト:会社概要>個人情報保護方針

<https://www.kentaku.co.jp/corporate/outline/privacypolicy.html>

② コンプライアンス推進体制

当社は、業務執行取締役の相互監視に加え、社外取締役を複数名選任し、かつ監査役については全員を社外監査役とすることで、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合していることの監視及び監督を強化しています。

また、グループ全体の事業活動に関するあらゆるリスクを的確に把握し、リスクの発生頻度や経営への影響を低減すべく、リスクマネジメント委員会を設置し、グループ経営上重要なリスクの抽出・評価・見直しの実施、対応策の策定、管理状況の確認を定期的実施しています。特に経営上・事業上重要なリスクに関しては、取締役会においても重点的にモニタリングしつつ、定期的に状況報告を受けるとともに、内部監査室からも適宜報告を受けることで、全社的なリスク対応を推進しています。

【内部監査室】

監査計画に基づき、当社及び当社グループ会社に対して監査を実施しています。被監査部門に対する改善事項の指摘・指導や従業員へのインタビューを行うなど、業務遂行状況や問題点の実態を把握することで、監査の実効性を確保しています。監査結果は取締役及び監査役へ報告がなされ、報告された監査結果に基づき、必要に応じて取締役及び監査役が是正・改善指示を行っています。

【J-SOX 担当部署】

財務報告に係る内部統制計画及び方針に基づき、全社的な内部統制の状況、業務及び決算・財務報告のプロセスについて適正性を監視し、その結果を担当取締役及び監査役へ随時報告を行っています。

【コンプライアンス担当部署】

コンプライアンスに関する社員への啓発や事案等の審議を行い、法令遵守の状況を監視しています。加えて、コンプライアンス担当部署及び外部の弁護士事務所に内部通報窓口を設置し、不正行為の早期発見と是正に努めるとともに、同部署が主導となり、執行役員や全社員を対象としたコンプライアンスに関する教育や情報提供を定期的に行い、遵法意識の向上と不正防止等を推進しています。

③ 内部通報制度

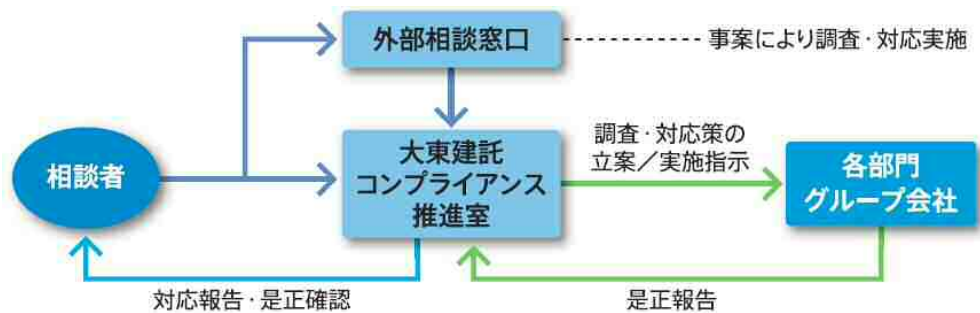
当社は、内部通報に係る社内規程を策定し、かつコンプライアンス推進部署内及び外部の弁護士事務所に内部通報窓口を設けています。

内部通報は、社内イントラネットに通報用のデータベースを設けているほか、電話・FAX・郵便・電子メール等の様々な方法により通報できる体制を整えており、メールマガジンやアンケート等で定期的に社員へ周知しています。

また、内部通報があった場合、コンプライアンス推進部門から関連部門へ調査・対応策の立案・実施の指示を行うとともに、通報者へ対応報告・是正確認を行っています。

加えて、取締役会から指名を受けたコンプライアンス部門管掌取締役が、内部通報体制の運用状況について確認を行うとともに、必要に応じて取締役会へ運用状況の報告を適宜行っています。また、通報者が特定されないように調査を進めることや調査内容等に関する守秘義務、会社が通報者に対して解雇やその他いかなる不利益な取り扱いを行わないことを定め、通報者が保護される体制を整えています。併せて、判断に迷った時の指針となる「コンプライアンス・カード」の運用、就労環境やハラスメントに関するヒアリングやアンケート調査等、従業員をフォローする取り組みを実施し、違反や不正行為等の早期発見につなげています。

【内部通報制度 体系図】



④ コンプライアンス教育

コンプライアンス推進室が主導となり、ハラスメントや情報セキュリティなどを題材にした全従業員向けのコンプライアンス研修を実施し、従業員のコンプライアンスに対する理解促進を図っています。

加えて、社内メールマガジン「コンプライアンス通信」の配信等を通じて、コンプライアンスにまつわる情報を定期的に発信し、遵守意識の醸成と、不正行為等の防止を図っています。

大東建託株式会社 〒108-8211 東京都港区港南2-16-1 <https://www.kentaku.co.jp>

お客様サービス室

0120-1673-43
cs@kentaku.co.jp

フリーダイヤル受付時間／午前10:00～午後5:00
(土日・祝日・夏期・年末年始の休業日を除きます。)

※本冊子に記載されている全ての情報は、著作権法およびその他の法律により保護されています。無断での引用や転載、複製は禁じられています。

ESG 追加レポート2021 ガバナンス(G)篇 (2022.03.30)